



平成28年3月7日

国土交通省

東日本高速道路株式会社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合に係る刑事告発に対する指名停止措置等について

1. 事実概要

公正取引委員会は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、平成28年2月29日（月）、建設業者10社等を検事総長に告発し、同日中に東京地方検察庁はこの10社等を起訴した。

2. 工事請負契約に係る指名停止措置について

(1) 指名停止措置

本件については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第5号及び第7号等に該当するため、告発された建設業者10社に対し、指名停止措置を行う。

(2) 措置対象業者

別添1のとおり

(3) 措置期間

平成28年3月7日（月）〔本日〕から別添1の期間

(4) 実施機関

国土交通本省、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、国土地理院、海難審判所、各地方整備局、北海道開発局、各地方運輸局、神戸運輸監理部、各地方航空局、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、各管区气象台、沖縄气象台、運輸安全委員会、海上保安庁、海上保安大学校、海上保安学校、各管区海上保安本部

3. 建設業法に基づく勧告の内容について

本件について起訴された建設業者10社に対し、本日、国土交通省関東地方整備局及び北陸地方整備局において建設業法第41条第1項に基づく勧告を行った。対象業者は別添2のとおり。

工事請負契約に係る指名停止措置について

<問い合わせ先> (代表03-5253-8111)

各地方整備局(港湾空港関係を除く)・国土技術政策総合研究所(横須賀を除く)・
国土地理院について

○国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室

課長 補佐 江藤(内線21962) 直通:03-5253-8919

契約指導第一係長 宮下(内線21953) FAX:03-5253-1533

本省(官庁営繕部を除く)・各地方航空局・国土技術政策総合研究所(横須賀に
限る)・各地方運輸局・気象庁・海上保安庁等について

○国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室

専門官 渡邊(内線21833) 直通:03-5253-8206

契約制度管理係長 中野(内線21834) FAX:03-5253-1530

官庁営繕部について

○国土交通省大臣官庁営繕部管理課

課長 補佐 涌井(内線23154) 直通:03-5253-8231

契約第二係長 竹腰(内線23153) FAX:03-5253-1541

各地方整備局(港湾空港関係に限る)

○国土交通省港湾局総務課

課長 補佐 栗原(内線46185) 直通:03-5253-8663

契約指導係長 江崎(内線46184) FAX:03-5253-1648

北海道開発局について

○国土交通省北海道局予算課

課長 補佐 織田(内線52315) 直通:03-5253-8777

経理第一係長 青池(内線52316) FAX:03-5253-1668

建設業法に基づく勧告の内容について

<問い合わせ先> (代表03-5253-8111)

国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室

課長 補佐 山王(内線24715) 直通:03-5253-8362

調査指導係長 高城(内線24785) FAX:03-5253-1553

(別 添 1)

	事業者名	東北エリア (※) (措置要領別表第2第5号関係)	その他のエリア (措置要領別表第2第7号関係)
①	日本道路 (株)	6 カ月	3 カ月
②	(株) N I P P O	6 カ月	—
③	前田道路 (株)	6 カ月	—
④	大成ロテック (株)	4 カ月	—
⑤	大林道路 (株)	4 カ月	—
⑥	東亜道路工業 (株)	4 カ月	—
⑦	(株) 佐藤渡辺	4 カ月	—
⑧	(株) ガイアート T・K	4 カ月	—
⑨	三井住建道路 (株)	4 カ月	—
⑩	北川ヒューテック (株)	4 カ月	—

(※) 東北エリアに属する発注機関： 航空局、国土地理院（東北地方測量部のみ）、東北地方整備局、東北運輸局、東京航空局、海上保安学校、第二管区海上保安本部、気象庁、仙台管区气象台

建設業者に対する勧告について

1. 勧告対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
① 日本道路(株)	国土交通大臣許可 (特-26) 第2770号	山口 宣男	東京都港区
② (株)NIPPON	国土交通大臣許可 (特-24) 第1790号	岩田 裕美	東京都中央区
③ 前田道路(株)	国土交通大臣許可 (特-24) 第2313号	今枝 良三	東京都品川区
④ 大成ロテック(株)	国土交通大臣許可 (特-24) 第1964号	藪田 英俊	東京都新宿区
⑤ 大林道路(株)	国土交通大臣許可 (特-24) 第2523号	長谷川 仁	東京都千代田区
⑥ 東亜道路工業(株)	国土交通大臣許可 (特-26) 第3226号	吉原 健一	東京都港区
⑦ (株)佐藤渡辺	国土交通大臣許可 (特-24) 第1720号	上河 忍	東京都港区
⑧ (株)ガイアートT・K	国土交通大臣許可 (特-24) 第1770号	前山 俊彦	東京都新宿区
⑨ 三井住建道路(株)	国土交通大臣許可 (特-24) 第1330号	松井 隆幸	東京都新宿区
⑩ 北川ヒューテック(株)	国土交通大臣許可 (特-24) 第1139号	北川 隆明	石川県金沢市

※ 勧告を行った者については、①～⑨は関東地方整備局長、⑩北陸地方整備局長。

2. 勧告内容

今回の事件が公共事業に対する国民の信頼を著しく失墜させたことを重大に受け止め、国民の信頼回復に向けて法令遵守の徹底など社内体制の整備に全力を傾注するとともに、具体的に講じる措置について各地方整備局長まで速やかに報告すること。

3. 勧告理由

上記10社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、「同工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した」として、平成28年2月29日公正取引委員会から刑事告発を受け、同日に起訴された。このため建設業法第41条第1項に基づく勧告を行うものである。

[参 考]

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 (抄)

別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する <u>区域内</u> において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
7 当該地方整備局が所管する <u>区域外</u> において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は <u>一般役員等が</u> 、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、 <u>刑事告発</u> を受けたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	刑事告発を知った日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準 (抄)

7 別表第2関係

- 二 独占禁止法第3条に違反した場合(第5号から第7号まで及び第12号イ)は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後速やかに指名停止措置を行うものとする。
- イ 排除措置命令
 - ロ 課徴金納付命令
 - ハ 刑事告発
- 二 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

○建設業法 (抄)

(建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)

第四十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。